

令和3年度 第2回成田市学校給食センター運営委員会議事録

1 日 時 令和4年1月27日（木）午後1時30から

2 場 所 成田市役所 議会棟3階 執行部控室

3 出席者 1号委員 曽根崎委員・西宮委員

2号委員 岩館委員・石川委員・松崎委員

3号委員 京増委員・三橋委員・小田委員

事務局 関川教育長・堀越教育部長・鈴木所長・東係長・小川主査

瀬尾指導主事

4 傍聴者 なし

5 会議次第

1 開会

2 議事

(1) アレルギー除去食の対応について

(2) 第3子以降の学校給食費無料化の実施について

(3) その他

3 閉会

○委員長（京増委員）

最初に、議題（1）の「アレルギー除去食の対応について」事務局の説明を求めます。

○事務局（鈴木所長）

それでは議事（1）「アレルギー除去食の対応について」ご説明させていただきます。

初めに、「アレルギー除去食の対応について」の今年度の動きを、簡単にご説明させていただきます。昨年度より、アレルギー除去食の希望者がいなくなり、提供が

行えなくなっています。

原因や状況を調査してきた結果、人員等提供体制に困難が生じて来ており、アレルギー除去食の提供パターンを減らしたこと等から、希望者が減ってきたことが原因とわかつきました。

そこで、提供体制を整え、ニーズに合ったアレルギー除去食を提供できるよう、今年度、各共同調理場に、アレルギー除去食を担当する市職の栄養士を1名ずつ、計5名配置するよう、本市の財政部局に要求してきました。

しかし、現在アレルギー除去食を提供できていないことから、これだけの人員の配置が適当か、判断が難しいなどの理由から、来年度の配置は難しくなっております。来年度、現状の体制で、又は事務職等の応援を得て、アレルギー除去食を提供し、どの業務で、どの程度人員が不足するのかを検証したうえで、再度要求していくたいと考えております。そのため来年度、アレルギー除去食を提供するためのマニュアルの改正となっております。

では、資料については、資料1と資料2を使ってご説明します。

主な記載事項は、資料1が、「アレルギー対応マニュアルの変更について」と資料2が、「アレルギー対応の今後の方針」、「児童生徒のアンケート結果について」「人員配置状況に関する調査結果」などの内容になっております。

まず、資料1をご覧ください。

先ほども申し上げましたが、本市のアレルギー除去食の対応については、希望者がおらず、対応が進んでいない状況にあることから、ニーズに応じた対応をしていくため、アレルギー対応マニュアルを一部変更しようとするものです。

資料1の上から1番目に基本方針、2番目に実施要件が①から④に、3番目に実施内容が①から⑨まで示されております。

変更が必要な項目としては、実施要件の④と実施内容の②になります。

実施要件の④につきましては、現在、提供している除去食を安全に提供するため、対応するアレルゲンである「卵」と「乳」以外のアレルゲンをお持ちの方は、除去食の提供をお断りしていますが、給食では提供しないアレルゲン「いくら・あわび等」をお持ちの場合でもお断りしてきました。そこで、これらのアレルゲンをお持ちでも、除去食を安全に提供できる場合もあると考え、少しでも多くの方に除去食を提供できるよう改正するものです。

また、実施内容の②につきましては、現在の除去食対応は、卵と乳を同時除去するもののみに限定しております。来年度以降、提供体制が整えば、対応種類を拡大することも可能とは考えますが、現状の体制では「卵」、「乳」又は「その同時除去」のいずれか一つを対応するのが限界と考えておりますので、来年度の対応内容を見据えて、改正するものです。

次に、資料2をご覧ください。

今後の方針と児童生徒のアンケート結果についてご説明いたします。

来年度の対応は、人員等の提供体制が十分に整わないことから、すぐに対応することは困難と考えておりますが、体制を整え、経験を積むことで見直しを進めなければと考えております。

まず、上段が現在の対応になります。

「卵・乳」の同時除去、1種類のアレルギー除去食を、提供しておりますが、現在、希望者がいない状況となっております。

これは、安全性を考慮し、除去対象アレルゲン（卵・乳）以外のアレルゲンをお持ちの児童生徒には、アレルギー除去食を提供していないことが原因の一つとして考えられます。

この状況を解消するための、見直しの方向性が、下段で今後の対応案になります。

除去対象アレルゲンを、卵、乳、えび、かに、そば、落花生、小麦の主要 7 品目に拡大する、または、希望者が多い品目にするよう検討する。ニーズを踏まえた、アレルギー除去食の提供方法を検討する。これは、ランチボックスの工夫等があげられます。除去食メニューの工夫。(例) として 7 品目一括除去食の場合には、同じ日にアレルゲンを 2 品目以上入れないこと、同時に多くの食材を除去しないことを検討する、除去した分量を少しでも補うことを検討するなどがあげられます。

今後、食物アレルゲンの対応品目を検討し、提供対象者を増やしていきたいと考えており、そのためにも市職栄養士を配置することで、アレルギー対応の充実を図りたいと考えております。

次に 1 枚めくっていただきて、3 から 4 ページ、昨年の 10 月に実施したアレルギー除去食の提供に関するアンケート調査結果について、ご説明します。

結果から申し上げますと、下段 除去食希望者（実数）としまして、32 名の希望者がいました。

アンケート対象人数は、132 名です。これは、アレルギー 27 品目を記載した献立表を配布している児童生徒や、弁当対応の児童生徒を、対象に調査を実施したものです。

除去食希望者の人数については、他市の提供人数と比較しますと、今回の希望者 32 名というのは、決して少ない人数ではありません。

次のページ 5 ページから 6 ページをご覧ください。4. アレルギー対応に伴う人員配置状況に関する調査結果になります。この中で、表の中央の列に、全体の食数に対して、除去食提供数の割合をパーセントで記載しています。除去食数割合は、1% 未満が多くある状況の中、成田市は、5,066 名に対し、32 名なので、約 0.6% となり、

妥当な人数が希望されているのではないかと思います。

また、一番右側に、専属の栄養士（市栄養士）の配置人数を記載しております。

先進市は、市費を投じて、アレルギー除去対応を実施しております。

今後、本市としましては、除去食献立の内容などの情報を周知することにより、保護者の認識や理解が深まることで、さらに希望者が、増えると考えております。

最後に、4ページに戻っていただき、保護者の声を、ご紹介したいと思います。

(保護者の声を紹介)

お母さま方の声を今回、聞きました、やはり、クラスのみんなと、同じ給食を食べさせてあげたいという思いが、とても伝わりました。アレルギーを持つ、お母さま方の大変さが改めて、感じられましたので、少しでもこれを和らげてあげたいという思いがあります。令和5年度以降、市職栄養士を配置し、アレルギー対応が、推進できるよう努力して参りたいと考えております。

以上が、アレルギーマニュアルの変更と今後の方針及びアンケート結果についてのご説明となります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○委員長（京増委員）

ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたらお願いします。

○曾根崎委員

資料2に市職栄養士の新規に配置する目標がありますが、人員的には難しいところもあると思います。目標とした時に、どのように配置を進めていくのですか。

○事務局（鈴木所長）

各調理場において、等しく人員配置は必要であると考えております。財政的な状況から5人同時に配置ができないようであれば、優先順位を検討しながら進めてまいりたいと考えております。

○曾根崎委員

現段階では、優先順位をそこまでは検討していないのですか。

○事務局（鈴木所長）

色々な可能性の検討はしております、方向性は考えております。

○西宮委員

実施要件④に記載のあるいくら・あわびは、アレルゲンとして重篤なものですか。また、調味料でこれに類似するような成分が食材に入る可能性はあるのですか。

○小田委員

症状として、いくらのアレルゲンは重篤で、呼吸困難もありますし、目が腫れたり、のどがかゆくなったりなど軽微な症状よりは、少し重い症状となります。ただ、給食で見ることはないですし、使用しないのかもしれませんけど、いくら・あわび等と記載があるのは、他にも食材があるということですか。

○事務局（鈴木所長）

実施要件④給食で使用しないアレルゲン（いくら・あわび等）とした理由としては、調味料等、色々と混ざってくるものが少ないものを例として挙げさせていただきました。これ以外でも色々なアレルゲンをお持ちの方がいますが、個別の事案で安全性を確認しながら提供できればと考えておりました。

○西宮委員

資料1基本方針で、③学校および調理場の施設整備・人員等を考慮し、無理な（過度に複雑な）対応は行わないことと、実施要件④当面は、食物アレルゲンが卵、乳、及び給食で使用しないアレルゲン（いくら、あわび等）のみであることの中で、いくら・あわび等となると、結局、様々なアレルゲンに対応する認識になってくるため、基本方針との整合性が取れなくなってくると思います。また、予算的に人員を配置できない中で、たくさんのアレルゲンを対応していくというのは、現場の混乱や煩雑化を招くのではないかと心配しています。アレルギーは命に係わることなの

で、品目を絞っていかないと、万が一の事故は防げないのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○小田委員

私も同じような感覚で、マニュアルの改正はとても大きなことだと思うので、改正し安全性を第一に提供していくのであれば、改正案の実施要件④の表現が大まかで何か含みがあつてはマニュアルとしては、いけないと思います。現状、人員配置の予算がつかない状況で安全性に配慮するために明確な記載が必要ではないかと思います。

○事務局（鈴木所長）

改正案の実施要件④の表現については、会議の場でご意見をいただき調整していきたいと考えております。

○委員長（京増委員）

大まかな方針はよろしいかと思いますが、文言については、再度、事務局の方で調整していただきたいと思います。現在、コロナの状況により、再度、会議を開催することは困難ですので、書面にて確認していただき、再度、承認をいただく形を取りたいと思いますが、いかがでしょうか。

○関川教育長

各委員からご指摘がありましたように、アレルゲンは明確に示すべきということで、もう一度こちらで文言を整理して各委員の皆様方にお示しをしてまいりたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

○委員長（京増委員）

このような形で、後日改めまして文書にてご提示をいただくということで異議ありませんでしょうか。

（異議なし）

○委員長（京増委員）

次に議題（2）の「第3子以降の学校給食費無料化の実施について」事務局の説明

を求めます。

○事務局（鈴木所長）

第3子以降の学校給食費無料化について、ご説明させていただきます。

現在、学校給食の実施に要する経費のうち、施設費用や調理委託料、光熱水費などは市が負担しておりますが、食材費分については、児童生徒の保護者に負担していただいているおります。

しかし、長引くコロナ禍の中、県内市町においては、多子世帯の経済的支援につながる施策として、給食費無償化を活用した取組が広がっており、本市においても令和4年度から子育て支援の一つとして、22歳以下である子を3人以上扶養し、かつ、就学させている保護者を対象に、成田市立小中義務教育学校に通う第3子以降の学校給食費無料化を実施し、多子世帯における子育てに対する経済的負担の軽減を図つていこうとするものです。

(1) 実施の概要としましては、無料の要件としまして、①22歳以下である子を筆頭にして、3人以上の子を扶養し、かつ就学させている保護者。②3番目以降の子が成田市立小中義務教育学校に在学していること。③保護者と学校給食費無料化の対象の子は、市内に住所を有しており、同世帯で生計を一にしていること。④生活保護費または就学援助費を受給していないこと。⑤学校給食費の滞納がないことなどが挙げられます。

具体的な無料対象の区分は、図のような対象区分となります。

(2) 対象額については、小学生月額4,780円、中学生月額5,500円で、対象想定人数は、約1,060人を想定しております。

スケジュールについては、本日の学校給食センター運営委員会会議の後、3月は、3月市議会定例会に歳入予算審査、委員会報告等、校長会議、市内小中義務教育学校に通う児童生徒の保護者へお知らせ、申請の受付を開始し、4月から第3子以降無料化を実施してまいりたいと考えております。

また、歳入の影響額としては、学校給食費負担金 5,800万円の減額を見込んでおります。

以上、ご説明とさせていただきます。ご審議よろしくお願ひいたします。

○委員長（京増委員）

ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたらお願ひします。

○曾根崎委員

無料の要件⑤で給食費の滞納がないことで、口座振替で引き落としができなかつたなど、家庭により色々なケースが出てくると思いますので、期間などを設けた方がよいと思ったのですがいかがでしょうか。

○事務局（鈴木所長）

ただ今のようなケースの他に生活保護の取り消しがあったなど、難しいケースがでてくると思います。事情により、さかのぼって還付による対応も考えておりますが、基本的には滞納があればその時点では、対象外となります。

○曾根崎委員

無料対象区分についての記載で、例が6つありますが、色々なケースがありますので、可能であればその他のケースについても事例の記載のご検討をしていただければと思います。

（議事2 第3子以降の学校給食費無料化の実施について 承認）

○委員長（京増委員）

最後の議事（3）の「その他」に移りたいと思いますが、事務局からお願ひいたします。

○事務局（鈴木所長）

それでは、その他の事項として、平成小学校学校給食共同調理場の供用開始についてご説明させていただきます。

現在も工事を行っていますが、建設工事につきましては、ほぼ完了した形で、設備工事として厨房機器を搬入している状況です。その後、外構工事を行い、工期としては3月11日までとなっており、工程どおり順調に進んでおります。最後に、

備品等を搬入して、すべての工程が終了する形となっており、4月からの供用開始は問題なく行える状況となっております。

○委員長（京増委員）

ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたらお願ひします。

（質疑、意見なし）